

院外処方箋の「一般名処方」開始のお知らせ

2024年1月29日（月）より、当院で発行する院外処方箋は「一般名処方」に変更させていただきます。

「薬の安定供給」や「後発医薬品の使用促進」のために国の政策として推進されていますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

〈一般名処方とは？〉

処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、【医薬品の商品名を記載している場合】と、【一般名（有効成分の名称）で記載している場合】があります。このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。処方箋の医薬品名を「一般名処方（お薬の成分名）」にすることにより、患者さんは「先発医薬品」や「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のどちらでも選ぶことができ、これまでどおりのお薬を調剤薬局にて調剤していただけます。薬の選択をする際には、調剤薬局の薬剤師さんの説明を受け、ご相談してください。

厚生労働省が示している、一般名処方の標準的な記載方法は、次のとおりです。

【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」

(例) これまでの処方・・・○○○○○錠 60mg 3錠 3×毎食後 7日分



一般名処方・・・【般】△△△△△錠 60mg 3錠 3×毎食後 7日分

ご不明な点がございましたら、当院薬剤部までお尋ねください。